

小田原市景観計画の改訂及び小田原市景観条例等の一部改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

| | |
|------------|-------------------------------------|
| 政策等の題名 | 小田原市景観計画の改訂及び小田原市景観条例等の一部改正 |
| 政策等の案の公表の日 | 令和4年9月1日（木） |
| 意見提出期間 | 令和4年9月1日（木）から令和4年9月30日（金）まで |
| 市民への周知方法 | 意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、まちづくり交通課窓口） |

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

| | |
|-------------|---------|
| 意見数（意見提出者数） | 17件（2人） |
| インターネット | 1人 |
| ファクシミリ | 0人 |
| 郵送 | 1人 |
| 直接持参 | 0人 |
| 無効な意見提出 | 0人 |

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

| 区分 | 意見の考慮の結果 | 件数 |
|----|-----------------------|----|
| A | 意見を踏まえ、政策等に反映したもの | 0 |
| B | 意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの | 2 |
| C | 今後の検討のために参考とするもの | 5 |
| D | その他（質問など） | 10 |

〈具体的な内容〉

(1) 指定区域に関すること

| | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
|---|--------------------------------------|----|--|
| 1 | なぜ「かまぼこ通り周辺地区」を指定するのか。 | D | <p>かまぼこ通り周辺地区は、出桁造の重厚な外観の歴史的建造物が店舗として利用されており、現在も水産加工業などのなりわいが息づく地域です。</p> <p>この地区では、小田原宿なりわい交流館が市民や観光客の交流拠点として活用されるとともに、景観に配慮した道路改修、地元まちづくり協議会による建造物の修景、沿道の緑化など、公民連携による修景が進められており、まちなみが変わりつつあります。</p> <p>これらの取組による効果を、より一層発現させるため、景観計画重点区域の指定による景観の規制・誘導を行い、小田原宿やなりわいの文化・風情を受け継ぐ、歴史的建造物を生かしたまちなみ景観の形成を図っていくものです。</p> |
| 2 | 浜町三丁目付近もかまぼこ店などがあるが、なぜ指定区域に含めなかったのか。 | D | <p>案の区域はまちづくり活動や建造物の修景が重点的に進められてきたことから、まちづくりや景観形成への理解が住民の皆様浸透していることを踏まえ、地元の自治会やまちづくり協議会と相談し、まずは、案の区域を指定することとしたものです。</p> <p>浜町三丁目付近については、住民の皆様に、案の区域のまちなみの変化を感じていただきながら、合意形成を進め、段階的に指定していきたいと考えております。</p> |
| 3 | 指定区域住民は納得しているのか。 | D | <p>案の区域に居住されている皆様には市職員が個別訪問で、区域外にお住いの土地建物所有者の方々には資料を郵送し、指定の趣旨や制度について周知いたしました。これまでに、肯定的なご意見を多数いただいております。</p> |

| | | |
|---|---------------------|---|
| 4 | 指定地区を将来的にどうしたいのか。 | D 案の区域には、小田原宿なりわい交流館をはじめとする歴史的建造物のほか、地元の自治会やまちづくり協議会が修景した宿場町の風情を感じられる建造物が点在しており、これらを維持・保全しつつ、景観を阻害する鮮やかな建造物等を規制することで、小田原宿やなりわいの文化・風情を受け継ぐ、歴史的建造物を生かしたまちなみ景観の形成を図っていくものです。 |
| 5 | 駅から遠いため人が来ないのではないか。 | D 案の区域では、小田原宿の歴史性を生かし、人の回遊・交流が生まれ、誰もが住み続けたいまちづくりを公民連携で取り組んでおり、その取組の一つとして景観計画重点区域への指定を目指しています。 指定区域の検討に当たっては、景観形成に重要な歴史的建造物等の位置、隣接する景観計画重点区域（国道1号・本町南町地区）との連続性、小田原駅、小田原城、小田原三の丸ホール、観光交流センター等からの回遊性を考慮しました。 なお、観光マップや案内板なども活用し、来訪者の回遊性向上に引き続き努めてまいります。 |

(2) 名称に関すること

| | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
|---|---------------------------------------|----|--|
| 1 | かまぼこ通り周辺地区ではなく、宿場町の旧跡や東海道街道跡の方が良いのでは。 | C | 案の区域は、地元まちづくり協議会が設立され、各種イベント開催や周辺マップ、ホームページの作成などの情報発信、空き家・空き店舗の利活用、沿道の緑化、景観修景など、小田原宿の歴史性を活かし、「かまぼこ通り」として、回遊性の向上、商業の活性化、定住人口の増加に取り組んできました。近年、これらの活動により、その名称が地区内外に浸透していることから、指定区域の名称といたしました。 |

(3) 景観形成に関すること

| | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
|---|-------------------------------------|----|--|
| 1 | 景観の形成の実現のための補助制度は具体的に定めているのか。 | B | 優れた景観への誘導を促進し、まちなみ景観の形成に寄与する事業を対象とした補助制度を定めております。 |
| 2 | 統一感のある雰囲気を出すにはハードルが高いのでは。 | C | 景観形成の方針の実現に向け、補助制度を活用し、公民連携により景観の形成に努めてまいります。 |
| 3 | 東海道五十三次の街道筋の小田原宿としての景観を残すように進めてほしい。 | B | 景観形成の目標に「小田原宿やなりわいの文化や風情を現代に受け継ぎながら、人々の活気あふれる景観形成を図る」ことを掲げており、引き続き公民連携による景観の形成に努めてまいります。 |

(4) 景観法に関すること

| | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
|---|--------------------------------|----|---|
| 1 | いちいち市役所に届出をするスタイルは住みにくくなると感じる。 | D | 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為について、景観法に基づき規制・指導などするために必要な届出です。ご理解いただきますようお願いいたします。 |

(5) 広告物の基準に関すること

| | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
|---|---|----|---|
| 1 | 独立広告塔の制限である面積 20 m ² 以下は1の広告物ごとか施設全体か。 | D | 1の広告物ごとです。 |
| 2 | 駐車場の看板など、小規模の広告物も色彩制限が適用されるのか。 | D | 自家用広告物等であってその表示面積が2 m ² 以下かつその上端の地盤面からの高さが5 m以下のものについては、原則、色彩制限が適用されません。 |
| 3 | 店先に設置される日除け幕はその広告物の種類に分類されるのか。また、色彩制限が適用されるのか。 | D | 壁面利用広告物等に分類されます。また、和風の意匠によるのれん及び日除け幕は1色に限り原則、色彩制限が適用されません。 |

(6) 不適合となる広告物に関すること

| | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
|---|-------------------------------|----|---|
| 1 | 改正後、基準に適合しない広告物へはどのように対応するのか。 | D | 現に条例に適合し表示されている広告物で改正後の基準に適合しないものについては、他の景観計画重点区域と同様に、許可満了日から3年又は規則施行後5年のいずれか遅い日までに改修するよう経過措置を設け、管理者等にお知らせする予定です。 |

(7) 他市町との連携に関すること

| | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
|---|--|----|--|
| 1 | 先人達がどのような考えで生活した街並みを部分的でもわかるような景観を構築する計画を周辺市町と連携して取り組む必要がある。 | C | 良好な景観形成には、行政だけでなく、住民の皆様や土地建物の所有者の方々のご理解・ご協力が必要不可欠です。 まずは、地域を絞り、地域ごとの特性や資源を踏まえ、関係する方々と連携しながら取組を拡大していくべきと認識しております。 ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| 2 | 周辺市町と連携した県西を代表するような景観条例を検討してほしい。 | C | 小田原市景観計画及び景観条例の見直しの際に参考とさせていただきます。 |
| 3 | 城址公園、武家屋敷町、寺町、総構え（お堀）地区、飛び地の屋敷、かまぼこ通り地区などの風致を維持し、矢倉沢街道や大山街道の道筋と連携した政策を検討してほしい。 | C | まずは当該地区から南町、板橋地区などへ取組の範囲を広げていければと考えております。 ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。 |

(8) その他

政策案に関連しない事項として、道路占用許可や個別の広告物に関する意見がありました。